

認定NPO法人制度の手引き

平成29年4月 山口県

目次

第1章 制度の概要	1
1 認定 NPO 法人とは	2
2 特例認定 NPO 法人とは	2
3 認定 NPO 法人等になることによるメリット	2
4 認定の基準	3
5 欠格事由	3
6 認定等の有効期間等	3
第2章 認定 NPO 法人制度について	5
導入編	7
1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー	8
2 認定等申請手続	9
3 事前チェックシート	10
解説編	25
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続	27
(1) 認定を受けようとする場合	27
(2) 特例認定を受けようとする場合	27
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	28
(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務	29
2 認定等の基準の概要	37
(1) 認定の基準の概要	37
(2) 欠格事由の概要	39
3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準	41
4 特例認定 NPO 法人としての仮認定を受けるための基準	53

5	欠格事由	54
6	認定 NPO 法人等の税制上の措置	57
	<様式>	62
第3章 認定NPO法人の管理・運営について		107
1	認定 NPO 法人等の報告義務	109
	(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	109
	(2) 助成金の報告	110
	(3) その他の報告	110
2	認定 NPO 法人等の情報公開	112
	(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）	112
	(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	113
3	認定 NPO 法人等に対する監督等	115
	(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査	115
	(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等	116
	(3) その他の事業の停止	116
	(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し	117
	(5) 罰則	118
	<様式>	120
第4章 法人の合併について		133
1	NPO 法人の合併	134
2	合併法人に係る認定等の基準の適用	134
	<様式>	146

第 1 章 制度の概要

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
平成 28 年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長） ※山口県内に主たる事務所がある NPO 法人の所轄庁は「山口県知事」となります。
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
組登令	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
条例	特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年山口県条例第 33 号）

平成 28 年改正法による主な変更点は、 **【平成 28 年改正点】** が目印です。

(注) この手引きは、平成 29 年 4 月 1 日現在の法令によっています。

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

1 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものととして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

【平成 28 年改正点】

2 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものととして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

本制度は平成 23 年の法改正で導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成 28 年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

3 認定 NPO 法人等になることによるメリット

(1) 寄附者に対する税制上の措置

ア 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2①三四、314 の 7①三四）。

イ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ウ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

(2) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

4 認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- (1) パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）。
- (2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- (3) 運営組織及び経理が適切であること。
- (4) 事業活動の内容が適正であること。
- (5) 情報公開を適切に行っていること。
- (6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- (8) 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

(注) 上記(1)～(8)の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は(1)を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- (1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - ア 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ウ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 暴力団又はその構成員等
- (2) 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- (3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- (4) 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- (5) 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- (6) 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

6 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法 51②、61 一）。

